**韮崎市民交流センターニコリ**

**感染拡大予防ガイドライン**

令和2年5月26日

最終改定　令和4年7月8日

韮崎市民交流センターニコリ

指定管理会社

株式会社まあめいく

代表取締役　星野　次夫

**韮崎市民交流センターニコリは、**

**令和４年６月２４日付で、「やまなしグリーン・ゾーン認証」施設となりました。**

**「グリーン・ゾーン認証」の対象スペースは、「会議室等・共用スペース・地域情報発信センター（イートインスペースを含む）」となります。**

**【　３密の回避　】**

●　**換気設備の設置等（「密閉」の回避）**

　　・当施設は、ビル管理法の対象施設にて、法に基づく空気環境の調整に関する基準が満

たされているか確認するとともに、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う。

　　全館空気環境測定調査を2か月に1回実施中

　　換気設備清掃・巡視点検を2か月に1回実施中

　　・建物出入口扉（正面出入口・4F駐車場出入口・1F～3F立体駐車場出入口・情報発信セ

ンターの計6箇所）は、適宜開放し換気する。

・1F～3Fの共用スペースは、排煙窓等を適宜開扉し換気する。

●　**施設内の混雑の緩和****（「密集」の回避）**

　・会議室等の利用は、会議室毎に利用上限人員を定める。

会議室等の利用については、別添「韮崎市民交流センターニコリ新型コロナウイルス感

染拡大防止のための会議室等の利用基準」（別紙）による。

　・館内巡回およびビデオ監視等により、入館者・滞在者の混雑度を管理し、状況に応じ、

適切な対策を講じる。

　・共用スペースには、会議室等利用者の待機・休憩用として必要最小限の机・椅子を設

　　置する。

・イベント等を開催する場合は、密集回避のため、会場への入場制限ができる態勢を整

え、来場者の混雑度を管理する。

●　**人と人との距離の確保（「密接」の回避）**

　　・会議室等の利用時は、マスク着用のうえ、対人距離１ｍを確保する。長机を利用する場

合は2人掛けとし、長机を利用しない場合は1人当りの専有面積3㎡として利用上限

人員を定める。

・館内では、十分な対人距離(1ｍ以上)を確保するとともに、近距離での会話や大声での

会話をしないよう要請する。

　　・共用スペースに設置する机には、必要に応じ、アクリルパーテーション等を設置し、

　　　密接を回避する。

　　・利用申込み手続き等で申込者が総合受付前に集中する場合は、5人以下を目途に順次入

館いただくための整理を行う。また、待機される方々には、密集しないよう間隔をあけ

ていただく。

　　・総合受付には、透明ビニールカーテンを設置、床には2ｍ間隔でテープを貼付し、密接

　　　を避ける。

　・情報発信センターレジおよび移住定住相談窓口には透明ビニールカーテンを設置する。

**【　その他の感染防止対策　】**

**●　マスクの着用**

・当施設職員は、マスクの着用を遵守する。

　・入館者には、マスクの着用を徹底する。着用なき場合は入館を謝絶する。

**●　手洗い・手指消毒等**

　・当施設職員は、定期的に手指消毒・手洗いを行う。特に、業務開始時や他者の接触が多

い場所に触れた後、トイレの利用後などには必ず、手洗い・手指消毒を行う。

・建物出入口に消毒液を設置し、入館者には、手指消毒を要請すると共に、館内ではせき

エチケット、手洗い励行を要請する。

**●　体調チェック**

　・当施設職員は、業務開始前に検温・体調の確認を行う。

また、本人、家族を問わず、発熱（例えば平熱より１度以上）や軽度であっても風邪症

状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状がある場合は、出勤を停止する。

・発熱（例えば平熱より１度以上）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、

嘔吐・下痢等の症状がある方の入館を謝絶する。

**●　トイレの衛生管理**

**・トイレの手洗場付近に消毒液を設置する。**

　　・不特定多数が接触する場所（便座・スイッチ・洗浄レバー等）は、定期的に清拭消毒を

　　　行う。

　　・トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示する。

　　・トイレの手洗場に手洗いを励行するよう表示する。

**●　休憩スペースのリスク軽減**

・当施設職員の休憩室等の利用は、各室一度に１名のみとする。

**●　飲食スペースのリスク軽減**

**・館内での飲食は、「情報発信センター・イートインスペース」に限定する。**

**・「イートインスペース」のカウンター席および各テーブルは1ｍ以上の間隔を確保し、テーブルの2人掛け席には一字、4人掛け席には十字のパーテーションを設置する。**

**・****「イートインスペース」には、消毒液を設置する。**

**・「イートインスペース」には、二酸化炭素濃度測定器を設置し、室内の二酸化炭素濃度**

**が1000ｐｐｍを超えた場合、即座に出入口等を開放し、換気を実施する。**

**・「イートインスペース」の滞在時間は2時間以内とし、掲示物等で周知する。**

**●　喫煙スペース**

**・当施設の敷地内は、全面禁煙とし、禁煙スペースは設置しない。**

**●　清掃・消毒**

　・会議室等の利用は、1回の利用毎に次の利用までに３０分以上の間隔を空け、利用後に

　　机・椅子等の消毒を行う。

　・「イートインスペース」の各席は、利用後にテーブル・椅子等の消毒を行う。

　　・他人と共用する物品や複数の人の手が触れる場所（エレベーター内外・エスレーター

手摺ベルト・階段手摺等を含む）を高濃度エタノールや市販の界面活性剤含有の洗浄剤、

漂白剤等を用いて定期的に清拭消毒を行う。

　・会議室等・共用スペース等にはゴミ箱は設置しない。ゴミは利用者に持ち帰りいただ

く。

　・鼻水や唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に密閉して捨てる。

・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用し、脱いだ後は石鹸で手を洗う。

**【　その他　】**

**●****来館者・会議室等利用者等への依頼事項および当施設の取組みの周知・啓蒙**

　・来館者・会議室等利用者等への依頼事項および当施設の取組みは、館内掲示・ホーム

　　ページ等により周知・啓蒙を図る。

**●　チェックリストの作成・確認**

　・ガイドラインが遵守できているか確認するため、チェックリストを作成すると共に、毎

日の確認について公表する。

以　上

別途定めていた「韮崎市地域情報発信センター感染拡大予防ガイドライン」は、本ガイドラインと統合する。